

大和市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年1月31日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 議会事務局
- 3 監査対象期間 令和3年1月～令和3年12月
- 4 監査年月日 令和4年1月31日
- 5 監査の方法 この監査は、議会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、議員選出の青木正始監査委員は、議員活動に直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 契約に関する事務
  - (3) 交際費の経理に関する事務
  - (4) 期末手当支給に関する事務
  - (5) 補助金交付に関する事務
  - (6) 備品管理に関する事務
  - (7) 収入調定に関する事務
  - (8) 会計年度任用職員報酬支払に関する事務
- 6 主な着眼点
  - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か

- ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。